ID:　359

担当部署:　上下水道部 下水道課

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市下水道条例　第16条の2第1項
例規番号	昭和38年条例第1号

【根拠条文】

（手数料）

第16条の2　市は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)　責任技術者の登録　1件につき10,000円

(2)　指定工事店の指定　1件につき13,000円

2　前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3　既納の手数料は、返還しない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日